

農政をめぐる情勢

目次

I	農協改革をめぐる情勢	1
II	TPP交渉をめぐる情勢	5
III	地理的表示（GI）保護制度が開始	8

今月号のあらまし

I 農協改革をめぐる情勢

農協法改正案は、5月21日、衆議院農林水産委員会にて審議が開始された。本法案は「重要広範議案」に位置づけられ、長時間にわたる審議のほか、参考人招致や地方公聴会も行われる。

審議では、JAは地域経済の主体として位置づけられるべきといった指摘や、事業運営原則見直しの目的について説明すべきといった意見等が出されているが、政府からは明確な返答が得られていない。

今後、地方公聴会を経て審議は継続されるが、安保関連法案の紛糾等で審議日程は遅れており、審議が終了する時期については不透明な状況にある。

II TPP交渉をめぐる情勢

5月27日まで延長して開催されていた首席交渉官会合は「一定の進展が見られたが、引き続き難しい課題が残っている」と総括され閉幕した。

一方、TPA法案は民主・共和両党間の激しい駆け引きを経て、5月22日に米議会上院を通過した。オバマ政権やTPA法案を支持する経済界や主要な農業団体の多くが歓迎の意向を示すなか、民主党の主要な支持基盤である労働団体は、引き続きTPA法案への反対を求めて、下院議員に対する働きかけを強めている。

下院における今後の審議見通しは依然不透明であり、引き続きの注視が必要である。

III 地理的表示（GI）保護制度が開始

6月1日、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）」が施行され、地理的表示保護制度がスタートした。

地理的表示保護制度は、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品のうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称（地理的表示）が付されているものについて、その地理的表示を知的財産として国に登録し、保護する制度。地域の特産品をブランド化して付加価値を高め、産地の活性化を図る「攻めの農政」の一環と位置付けられる。

I 農協改革をめぐる情勢

— 農協法改正案、衆議院農林水産委員会にて審議中 —

1. 審議の日程について

- 農協法改正案（民主党の提出した対案含む）は5月19日、衆議院農林水産委員会（江藤拓委員長、衆院・参院の委員会メンバーは別紙の通り）にて趣旨説明が行われ、21日より審議が本格化した。
- 本法案は「重要広範議案」に位置づけられており、委員会では20時間以上の審議が行われることが通例である。また、参考人招致や地方公聴会も行われる。
- 現時点（6月8日現在）までに行われているものは以下の通り。
 - 5月21日：質疑①
 - 5月27日：参考人招致（午前・午後2回に分けて実施）
 - 6月2日：質疑②
 - 6月4日：質疑③
 - 6月8日：地方公聴会（石川県・山梨県）

2. 審議の内容について

- 5月21日の質疑は、法案の主旨等に関するものが中心であった。民主党の小山議員は、政府が2010年に公表した協同組合を「地域経済の有力な主体として位置づける」とした考え方について、これを支持すべきと主張した。これに対し、林農相は、「農協が地域のインフラ機能を果たしているのは事実だが、このことをもって農協が地域経済の主体として位置づけられることにはならない」と慎重な考えを示した。
- 27日には参考人招致が行われ、与党推薦として農業者4人、野党推薦として有識者3人・団体役員1人が出席した。なお、現職のJA組合長、中央会会長、全国連の役員からの参考人招致はなかった。
- 農業者の参考人は、「JA役員は一般の会社と同じように経営感覚を持ってやってもらいたい」（小川牧場の小川代表取締役）、「物量の多さを活かして有利販売してほしい」（鈴盛農園の鈴木代表）などと発言し、経済事業の強化に向けた

改革が必要との見解を示した。

- 一方、野党推薦者である龍谷大学の石田教授は、法案は現場実態や協同組合の理念と合っていないとし、「根拠もない未来志向の改正案」などと批判した。特に法案第7条2項について、将来の准組合員の事業利用制限に繋がりがねないものとして削除を求めた。また、中央会制度についても「中央会制度が書き込まれている附則は、あくまで経過措置。5年後自動的に一般社団法人になるしかないのでは」などとする懸念も述べた。
- 同じく、野党推薦者である東京農業大学の谷口教授は、農協法・農業委員会法・農地法の改正案を束ねて審議することについて、「束ねる理由が明確ではない」として、それぞれの内容について丁寧に審議するよう求めた。
- 6月2日の質疑では、民主党の福島議員、共産党の畠山議員が相次いで第7条の修正を求めた。これに対し農水省の奥原経営局長は、農協に積極的な農産物の有利販売を促すためには見直しは不可欠と説明した。
- また、民主党の玉木議員は、中央会によるJAの事業の制約について、具体的な事例を出すことを委員長に求めた。当資料の準備のため、3日に予定されていた質疑は4日に延期することとなったが、同日を迎えても納得できる資料は示されなかったとされる。
- また、4日の質疑では、全中から分離する監査法人の独立性を担保できるのかといった指摘や、事業運営原則の見直しの目的を改めて問う声が出た。これに対し政府は、「新たな監査法人が円滑に移行できるようにする」(林農相)、「農協が農産物の有利販売に積極的に取り組むということが基本的考え方」(小泉副大臣)など、従来と同じ内容の答弁を繰り返すにとどまった。

3. 今後の見通し

- 6月8日には、石川県と山梨県で地方公聴会が行われ、翌9日には地方公聴会の結果を踏まえた審議が行われる予定である。なお、8日の公聴会の意見陳述者は以下の通り。

石川県

- 与党推薦① (株)六星 社長 軽部英俊
- 〃 ② JA小松市 組合長 西沢耕一

野党推薦① J A石川県中央会 会長 上坂英善
〃 ② 加賀市農業委員会 会長 小川広行

山梨県

与党推薦① (有)ぶどうばたけ 取締役 三森かおり
〃 ② J A梨北 常務理事 仲澤秀美
野党推薦① J Aこま野 組合長 小池通義
〃 ② 楽農人農園 経営者 深沢俊彦

- 政府・与党は、6月の中旬に衆議院を通過させることを目指していたが、野党が審議時間を多く確保することを強く要望していることや、安保関連法案等で紛糾している状況から、審議が終了する時期については不透明とされる。

- 法案成立の時期については、日程が大幅に遅れていることから、月内決着は困難とされる。

衆議院・農林水産委員会

役職	氏名	会派
委員長	江藤 拓	自民
理事	加藤 寛治	自民
	齋藤 健	自民
	宮腰 光寛	自民
	吉川 貴盛	自民
	渡辺 孝一	自民
	玉木 雄一郎	民主
	村岡 敏英	維新
	石田 祝稔	公明
	井野 俊郎	自民
委員	伊東 良孝	自民
	伊藤 信太郎	自民
	池田 道孝	自民
	今枝 宗一郎	自民
	勝沼 栄明	自民
	瀬戸 隆一	自民
	武井 俊輔	自民
	武部 新	自民
	中川 郁子	自民
	中谷 真一	自民
	西川 公也	自民
	橋本 英教	自民
	古川 康	自民
	前川 恵	自民
	宮路 拓馬	自民
	森山 裕	自民
	築 和生	自民
	山本 拓	自民
	金子 恵美	民主
	岸本 周平	民主
	小山 展弘	民主
	佐々木 隆博	民主
	福島 伸享	民主
	井出 庸生	維新
	松木 けんこう	維新
	稲津 久	公明
	佐藤 英道	公明
	斉藤 和子	共産
	畠山 和也	共産
	仲里 利信	無

*5/27現在

参議院・農林水産委員会

役職	氏名	会派
委員長	山田 俊男	自民
理事	野村 哲郎	自民
	山田 修路	自民
	徳永 工リ	民主
	紙 智子	共産
	金子 原二郎	自民
委員	小泉 昭男	自民
	小坂 憲次	自民
	世耕 弘成	自民
	馬場 成志	自民
	堀井 巖	自民
	舞立 昇治	自民
	小川 勝也	民主
	郡司 彰	民主
	柳澤 光美	民主
	柳田 稔	民主
	平木 大作	公明
	山口 那津男	公明
	儀間 光男	維新
	山田 太郎	元氣

*6/2現在

Ⅱ TPP交渉をめぐる情勢

— TPA法案上院通過、焦点は下院に —

1. TPP交渉の経過

- 甘利TPP担当相は5月22日の閣議後の記者会見で、月内に予定されていたTPP交渉の閣僚会合の開催が取りやめになったと正式に発表した。閣僚会合を開催しない代わりに、25日までの予定だった首席交渉官会合を28日頃まで延長することも明らかにした。
- 5月16日から米国グアムで開催されていたTPP首席交渉官会合等が27日に閉幕した。渋谷内閣審議官は会合を総括し「一定の進展が見られたが、引き続き難しい課題が残っている」と述べ、平行して行われていた日米事務レベル協議についても進展が見られ、農産物交渉について「議論はずいぶん進んだ」と述べた。
- 分野ごとの状況については、規格や表示を扱う貿易の技術的障害（TBT）は実質的に交渉が終了、貿易救済、金融サービス、電子商取引なども終了が近く、各国での国内調整がうまくいけば解決しそうな分野もあると報じられている。各国間の対立が根深い知的財産、国有企業、投資家・国家訴訟（ISD）条項などは閣僚会合での政治判断に委ねられるとされている。
- 24日朝、APEC貿易大臣会合の機会に、TPP関係閣僚がフィリピンで短時間の会合を開催した。甘利担当相の代理で出席した宮沢経済産業相によると、会合ではグアムで開催中の首席交渉官会合の状況を確認するにとどめ、具体的な交渉も行われず、次回の閣僚会合の日程も議論されなかったという。

2. TPAの動向

- 米議会上院におけるTPA法案等に関する審議は、両党間での激しい駆け引きを経て、TPA・TAA一括法案として5月22日に62対37で可決された。
 - ※ TAA（貿易調整支援プログラム）法案は、貿易自由化による輸入増加の影響を受ける労働者や企業に対して様々な支援を実施するもので、労働組合を支持基盤にもつ民主党が重要視している。
- 法案が上院を通過したことについて、オバマ政権やTPA法案を支持する経済界や主要な農業団体の多くは歓迎する意向を示すとともに、下院での迅速な

可決にむけた働きかけを強める旨の表明を行った。

- 一方、米国労働総同盟・産業別組合会議（AFL-CIO）など、民主党の主要な支持基盤である労働団体は、引き続きTPA法案への反対を求めて、下院議員に対する働きかけを強めていくとの意向を示している。
- TPA法案成立には、下院でも過半数の217票を獲得する必要がある。共和党は245議席を持つが、TPA法案を通じたオバマ大統領の権限強化を嫌う茶会（ティーパーティー）系など50人前後が反対に回るとみられており、賛成票は190票程度の見通しとされる。このため、TPPに慎重な民主党から20～30票の賛成を集めないと、過半数に達しない。
- 下院における具体的な審議日程は明らかにされていないが、6月第2週にも審議入りするとの見通しが報じられている。今後の審議見通しは依然不透明な部分があり、予断を許さない状況が続くことから、引き続き最大限注視していく必要がある。
- TPA法案が上院で可決されたことを受け、甘利TPP担当相は26日の閣議後会見で、「極めて大事な工程の半分が進んだ」、下院でも「速やかに可決してくれることを願っている」と述べた。

3. 今後の見通し

- 甘利大臣は、閣僚会合の延期を受け、一連の記者会見において「TPA法案の成立が前提で開催される次回の閣僚会合は、大筋合意会合にしなければならない」などと述べていることから、当面、米国下院におけるTPA法案の審議動向を注視していく必要がある。

【記者会見における甘利大臣の発言】

（5月22日）

- 次に開催される閣僚会合では、まさに大筋合意会合としなければならない。
- （TPA法案が）確実に成立する見込みが立たないと、閣僚会合は開いても、決着をつけるという会合にならないので、TPA法案の決着が前提になると思う。

（5月26日）

- （TPA法案は、米国の）上下両院で可決をしなければならない。米国議会の統一した意思として、TPA法案を支持すると言う形になってもらえれば、各国とも残りの詰め切れない部分、残された部分について最終カードを切って、合意に至るということである。

(5月29日)

- 首席交渉官会合ではかなりの案件の消化が進んだ。ただちに閣僚会合ができるだけの絞り込みができたかということ、まだ若干課題が残っているので、米国議会、下院のTPA法案の成立に向けての努力の際に、個々の課題について、二国間、複数国間で詰めていくことになるかと思う。

- なお、米国議会は、上下両院とも6月29日の週は休会（独立記念日）であり、8月はすべて休会（夏期休会）となることから、今後の審議日程にも留意が必要である。

【TPP交渉で想定される今後のスケジュール】

出典：日本農業新聞

日程	行事等
2015年 6月	米議会下院で審議入り（第2週？） TPA法案成立？ TPP閣僚会合で大筋合意？
8月	米議会休会
秋	米大統領選本格化 TPP署名？
年内	協定案議会承認へ？

4. JAグループの取り組み

- TPA法案成立次第では、TPP交渉は妥結に向け最終局面を迎えるとの報道がある中、JAグループ愛知では、7月1日に「TPPから食と農・くらしを守る緊急学習会」（仮称）を開催し、改めてTPPの危険性を周知するとともに、国会決議の実現を求める運動をすすめていく。

Ⅲ 地理的表示（G I）保護制度が開始

— 地域ブランド成立を促進し、地域の活性化を目指す —

1. 制度の内容

- 6月1日、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）」が施行され、地理的表示（G I : Geographical Indication）保護制度が開始された。制度の概要は別紙1の通り。
- この制度は、ある地域における特定の農産物等について、生産者団体等より申請（産地・品質基準・生産および加工基準等）があった場合、国は、審査を経て当該農産物の名称を知的財産として登録・保護することにより、生産者団体等の利益の増進と実需者の信頼の保護を図ることを目的としている。
- また、この制度は先登録主義であり、先んじて地理的表示産品を申請し登録された団体がある場合、後発の団体が品質基準の設定や生産・加工基準の管理を行うことはできなくなる可能性が生じるとされる。
- 登録審査にあたっては、当該農産物について、一定期間生産が継続されているか否か、その特性（品質や社会的評価等）が産地の特徴としっかり結びついているか否かが重要な判断材料であるとされる。また、名称については、古くから使われているものであって、かつ品目の特性と産地の特徴が結びついていると想起されうるものでなければならない。
- 登録された農産物等には、その特性と産地の特徴が結びついていると国が保証しているという意味で、販売時等に「G Iマーク（別紙2：農水省により商標登録出願済）」を付すことができるようになり、実需者へ品質をアピールすることができる。ただし、生産者団体等が申請時に定めた品質基準を下回るものについては、マークを付すことができない。
- 同様の制度はEUをはじめとし、100以上の国で実施されている（シャンパン、パルマハム、ゴルゴンゾーラチーズなど）。EUの調査によれば、制度の活用を行った農産物等は、活用していないものに比べ1.5倍程度の価格での販売が実現しているとされる。

2. 地域団体商標制度との違い

- 日本国内においては、類似した知的財産制度として、特許庁が所管する「地域団体商標制度」がある。地域名を付した商品名が商標登録を受けやすいようにすることが制度の主旨であるが、地理的表示保護制度との主な相違点は下表の通り。

【地理的表示と地域団体商標の主な相違点】

	地理的表示	地域団体商標
対象	農林水産物、飲食料品	特に制限なし（役務も含む）
申請主体	生産・加工業者の団体やブランド協議会	特定の組合・商工会・NPO等
産地との関係	品質等の特性が地域と結びついていること	地域内で生産されていること
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・一定期間生産継続されていること ・品質基準を定めること ・品質基準を守るよう団体が管理すること (国の定期的なチェック有) 	一定の消費者に認識されていること
規制手段	通報を受け、国が取り締まる	商標権者（団体）自ら対応する
独占権	無（地域の共有財産となる）	有（団体の財産となる）
期間	永続	10年（更新可能）

- 地理的表示保護制度と地域団体商標制度は並存するため、産地の実態や戦略に合わせ、選択ないし組み合わせ活用することが可能となっている。

3. JAグループのこれまでの取り組み

- JAグループはこれまで、地理的表示保護制度の活用は農業所得の増大や産地の結集強化等に繋がる可能性があり、制度の対象については、生産・加工・調製まで地域で完結していることが望ましいとする考えを示してきた。
- この考えに基づき、JAグループは政府に対し、制度の消費者・生産者への周知徹底や、現場の意見を踏まえた制度の構築を働きかけてきた。また、制度を活用したJA事業のモデルの構築を検討してきた。

4. 今後の見通し

- 6月1日には、19品目について申請が行われ（別紙2）、本県からは「八丁味噌」が申請されている。なお、JAグループからは、「砂丘らっきょう（JA鳥取いなば）」と「市田柿（JAみなみ信州）」が申請されている。

- 農水省は、今後有識者の意見等を踏まえて審査を進め、年内に第一号を登録したい考えである。なお、申請から登録までは、概ね6か月以上要する見込みとされる。

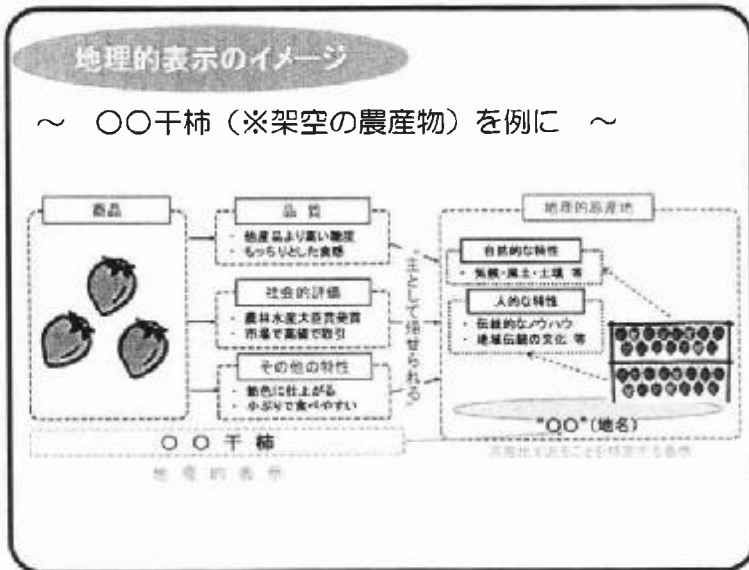
- J Aグループは今後、全国の申請候補品や、登録品の販売状況等の情報を共有し、制度の活用を推進していく。

○ 地理的表示保護制度がスタートしました

「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）」に基づき、地理的表示保護制度が、平成27年6月1日から運用を開始しました。

（1）地理的表示保護制度とは

地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品のうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称（地理的表示）が付されているものについて、その地理的表示を知的財産として国に登録することができる制度です。



EUで登録されている製品の例

カマンベール・ドゥ・ノルマンディー(フランス)



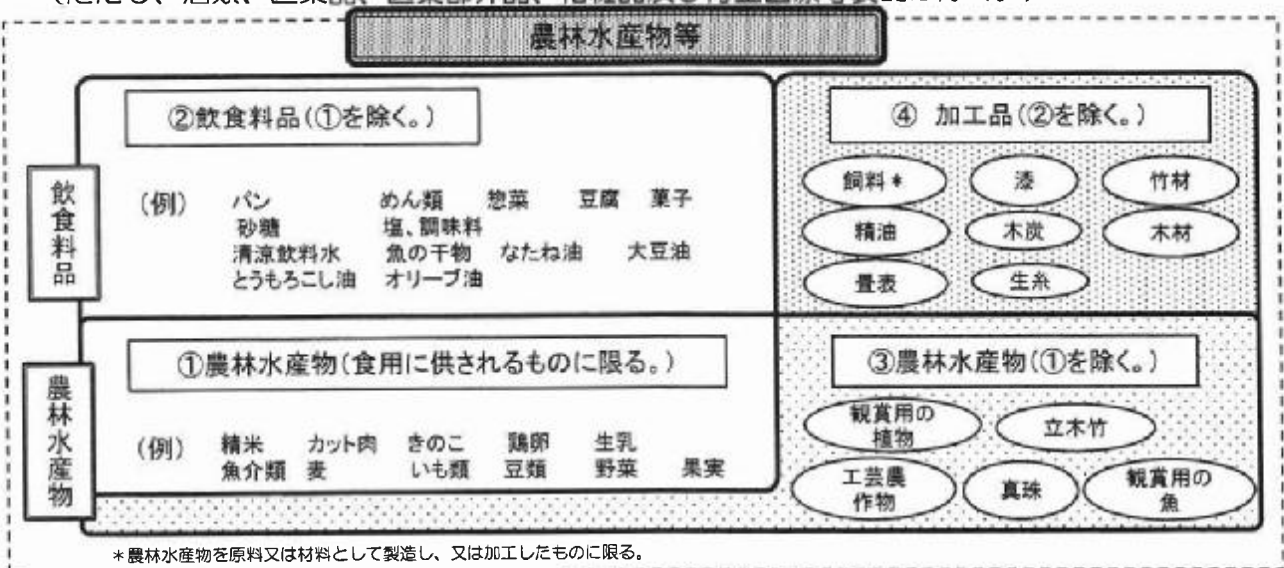
○特徴：どっしりとした、なめらかな円柱形のチーズ。表面は薄く白カビの層で覆われており、軽い塩味とフルーティーな食味が特徴。独特な芳香を持つ。

○地域との結びつき：フランス・ノルマンディー地方で飼育されたノルマンディー種の牛の生乳を、少なくとも50%以上使用。19世紀後半から引き継がれている伝統的な製法により、生み出されている。

（2）制度の対象となる農林水産物等

登録及び規制の対象となる農林水産物等の範囲は、以下の①から④です。

①及び②は全て対象となり、③及び④は政令で指定した13品目が対象となります。（ただし、酒類、医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品は除く。）



※ 酒類については、既存の法律（酒類業組合法）で登録されます。

(3) 地理的表示保護制度の概要

1) 地理的表示の登録 [フロー図 ①、②]

農林水産物・食品の生産・加工業者の団体は、「その製品の生産地や満たすべき品質等の基準を記載した申請書」と「団体の品質管理の方法」を定めた上で、登録の申請を行い、農林水産省において適切な手続を経て登録されます。

2) 地理的表示の使用 [フロー図 ③]

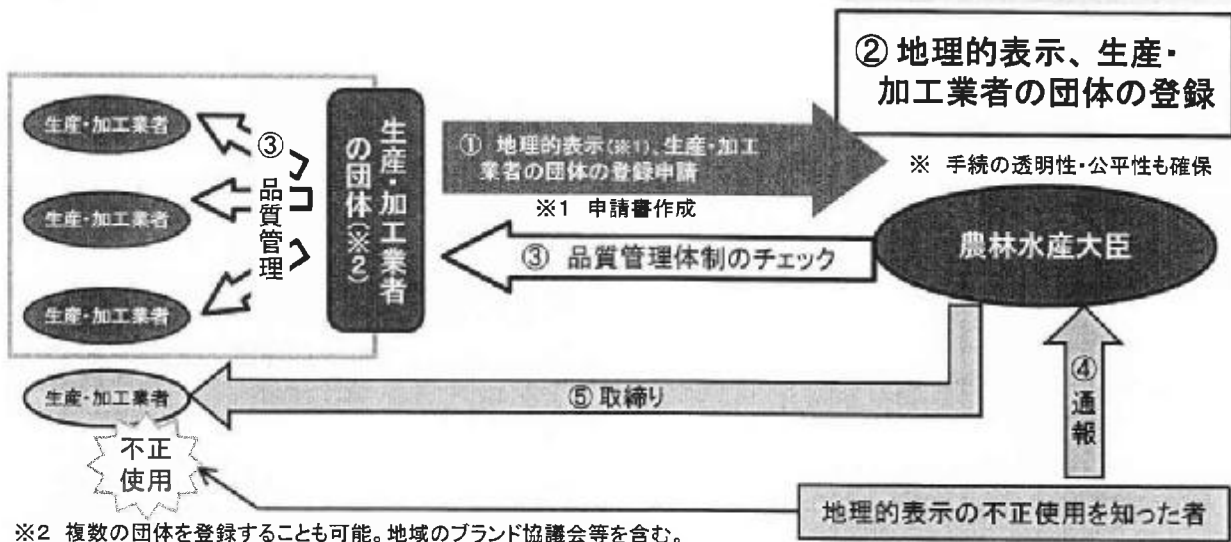
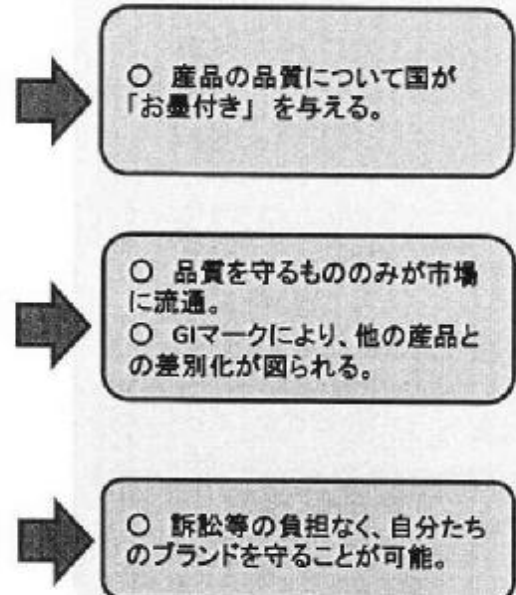
登録された団体が、製品の申請書に合致するよう適切に品質管理を行っている場合に限り、生産者は登録された地理的表示を使用することができます。

その際、その製品には、地理的表示に加えて、地理的表示であることを示すGIマーク（右上図）を付けることになります。

3) 不正表示の取締り [フロー図 ④、⑤]

登録された品質等の基準に満たないものに地理的表示が使用されている場合など、不正使用が発見された場合、農林水産省が表示の除去を命ずるなど、取締りを行います。

制度による効果



(4) 制度の詳細・公示情報の御案内

制度詳細の紹介や登録申請がなされた製品・登録された製品についての公示を、下記ホームページで公開します。

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/notice/index.html

また、地理的表示保護制度に関する情報を定期的にお知らせする「地理的表示メールマガジン」を配信しています。公示情報、制度の運用状況や、説明会などの御案内を行っています。御関心のある方は是非御登録をお願いします。

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

○問い合わせ先： 農林水産省 食料産業局 新事業創出課 03-6738-6319

＜地理的表示に基づく登録標章（G I マーク）＞



＜意味＞

G I マークが日本の地理的表示保護制度のものであることをわかりやすくするため、大きな日輪を背負った富士山と水面をモチーフに、日本国旗の日輪の色である赤や伝統・格式を感じる金色を使用し、日本らしさを表現しています。（出典：農水省HP）

＜6月1日に申請された産品一覧＞

産品名	都道府県名	申請受理 No
夕張メロン	北海道	1
知覧茶	鹿児島県	2
砂丘らっきょう（生）	鳥取県	3
砂丘らっきょう（味付け）	鳥取県	4
江戸崎かぼちゃ	茨城県	5
鹿児島の壺造り黒酢	鹿児島県	6
つくば銀杏	茨城県	7
八丁味噌	愛知県	8
くまもと県産い草	熊本県	9
くまもと県産い草畳表	熊本県	10
伊予生糸	愛媛県	11
八女伝統本玉露	福岡県	12
三輪素麺	奈良県	13
市田柿	長野県	14
神戸ビーフ	兵庫県	15
但馬牛	兵庫県	16
あおもりカシス	青森県	17
生牧草	千葉県	18
出雲の菜種油	島根県	19

※申請受理No. 1～14までは、抽選により申請受理No. を決定。

農政をめぐる情勢

平成27年6月15日

180部

編集・発行

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印刷 有限会社 トリム

電話 052 (505) 7422

〈ファクシミリ 052 (505) 7485〉